

損害賠償及び和解に関する件

平成28年（2016年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市西区

株式会社五甲

2 事故の概要

札幌市西区発寒15条14丁目において、駐車中の相手方の自動車3台が、発寒清掃工場（札幌市西区発寒15条14丁目）の煙突から飛散した錆を含む雨水等により損傷した。

なお、この事故は、議案第23号、報告第2号 番号6から番号88まで及び平成28年第3回定例会市議会報告第4号 番号31から番号76までと同一の事故である。

3 損害賠償の額

(1) 自動車1台	951,912円
(2) 自動車1台	549,896円
(3) 自動車1台	411,736円
(4) 合計額	1,913,544円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。